



## 誘導灯・誘導標識を設置しなくても よい場合

誘導灯・誘導標識を設置しなくてはならない防火対象物または部分でも、避難が容易であると認められるものについては、その設置を省略できるとされていますが、どのような防火対象物または部分が該当するのでしょうか。



設置の義務づけられた  
誘導灯・誘導標識につい  
ても、設置する場所の状  
況に応じて、設置が免除されることと  
なっています。

誘導灯を設置することを要しな  
い防火対象物またはその部分

誘導灯を設置する場合において、避  
難が容易であると認められるものにつ  
いては、その設置を省略することができることとされており、次のように規定されています。

### (1) 避難口誘導灯

避難口誘導灯については、次に定

める部分とされています。

ア 消防法施行令（以下「令」とい  
います。）別表1(1)項から(16)項ま  
でに掲げる防火対象物の階のう  
ち、居室の各部分から主要な避難  
口（避難階（無窓階を除きます。  
以下同じ。）にあっては消防法施  
行規則（以下「規則」といいます。）  
28条の3第3項1号イに掲げる避  
難口、避難階以外の階（地階およ  
び無窓階を除きます。以下同じ。）  
にあっては同号口に掲げる避難口  
をいいます。以下同じ。）を容易  
に見とおし、かつ、識別するこ  
ができる階で、当該避難口に至る  
歩行距離が避難階にあっては20m

以下、避難階以外の階にあっては  
10m以下であるもの

イ アに掲げるもののほか、令別表  
1(1)項に掲げる防火対象物の避難  
階（床面積が500m<sup>2</sup>以下で、かつ、  
客席の床面積が150m<sup>2</sup>以下のもの  
にかぎります。）で次の(ア)から(ウ)  
までに該当するもの

(ア) 客席避難口（客席に直接面す  
る避難口をいいます。以下同  
じ。）を2以上有すること。

(イ) 客席の各部分から客席避難口  
を容易に見とおし、かつ、識別  
することができ、客席の各部分  
から当該客席避難口に至る歩行  
距離が20m以下であること。

(ウ) すべての客席避難口に、火災  
時に当該客席避難口を識別する  
ことができるよう照明装置  
(自動火災報知設備の感知器の  
作動と連動して点灯し、かつ、  
手動により点灯することができる  
もので、非常電源が附置され  
ているものにかぎります。以下  
同じ。)が設けられていること。

ウ アおよびイに掲げるもののほか、  
令別表1(1)項から(16)項までに  
掲げる防火対象物の避難階にある  
居室で、次の(ア)から(ウ)までに該当  
するもの

(ア) 規則28条の3第3項1号イに  
掲げる避難口（主として当該居  
室に存する者が利用するものに  
かぎります。以下同じ。）を有

すること。

(イ) 室内の各部分から、規則28条  
の3第3項1号イに掲げる避難  
口を容易に見とおし、かつ、識  
別することができ、室内の各部  
分から当該避難口に至る歩行距  
離が30m以下であること。

(ウ) 燐光等により光を発する誘導  
標識（以下「蓄光式誘導標識」  
といいます。）が次に定めると  
ころにより設けられているこ  
と。

① 蓄光式誘導標識は、高輝度  
蓄光式誘導標識とすること。

② 規則28条の3第3項1号イ  
からニまでに掲げる避難口の  
上部またはその直近の避難上  
有効な箇所に設けること。

③ 性能を保持するために必要  
な照度が採光または照明によ  
り確保されている箇所に設け  
ること。

④ 蓄光式誘導標識の周囲に  
は、蓄光式誘導標識とまぎら  
わしいまたは蓄光式誘導標識  
を遮る広告物、掲示物等を設  
けないこと。

(注) 1 小規模な路面店等（避難が容易な  
居室における誘導灯等の免除関係）

ア 上記ウに規定する誘導灯等の設  
置免除の適用単位は「居室」であ  
り、地階および無窓階に存する居  
室（例えば、傾斜地において階全  
体としては地階扱いとなるが、当

## 消防用設備等に関する技術基準

該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば免除対象となるものであること。

イ 上記ウ(ア)に規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）。

ウ イの避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するた

めには、（規則28条の3第2項2号の誘導灯の例と同様に）次式により求めた値を目安として、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保することが適当であること。

$$D \leq 150 \times h$$

D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離 [m]

h：蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法 [m]

エ 当該対象物における蓄光式誘導標識の設置イメージを次図にとりまとめたので、適宜参考とされたいこと。

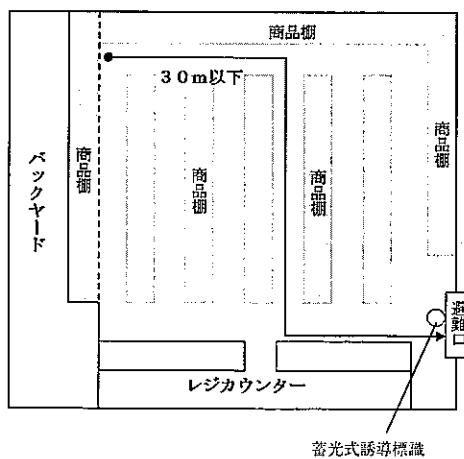
消防手引七五

六三八ノ二

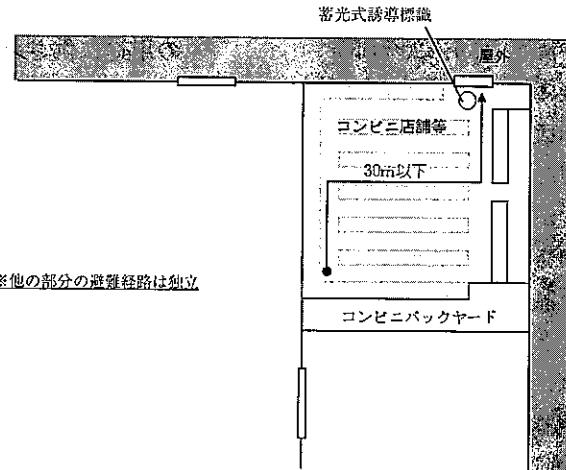
### 蓄光式誘導標識等の設置イメージ

小規模な路面店等（避難が容易な居室における誘導灯等の免除関係）

(a) 単独建屋の場合



(b) 防火対象物の一部に当該居室が存する場合



2 蓄光式誘導標識の性能を保持する  
ために必要な照度等

ア 上記ウ(イ)③に規定する「性能を  
保持するために必要な照度」とし  
ては、暗所での視認性に係る実験  
結果等から、一般的には、停電等  
により通常の照明が消灯してから  
20分間経過した後の蓄光式誘導標  
識の表示面において、おおむね  
100mmcd/m<sup>2</sup>以上（規則28条の2  
第1項3号、2項2号および3項  
3号の規定において蓄光式誘導標  
識を設ける避難口から当該居室の  
最遠の箇所までの歩行距離がお  
おむね15m以上となる場合にあつ  
ては20分間経過した後の表示面が  
おおむね300mmcd/m<sup>2</sup>以上、規則  
28条の3第4項10号の規定におい

て通路誘導灯を補完するものとし  
て蓄光式誘導標識を設ける場合に  
あっては60分間経過した後の表示  
面がおおむね75mmcd/m<sup>2</sup>以上）  
の平均輝度となる照度を目安とす  
ることが適当であること。

イ アの照度は、①蓄光式誘導標識  
の性能、②照明に用いられている  
光源の特性（特に、蓄光材料の励  
起に必要となる紫外線等の強度）  
に応じて異なるものであることか  
ら、試験データを確認する等して、  
これらの組合せが適切なものとな  
るようにする必要があること。こ  
れに当たり、主な光源の種別に応  
じた留意点等は次のとおりである  
こと。

(ア) 一般的な蛍光灯による照明下  
において、高輝度蓄光式誘導標

## 消防用設備等に関する技術基準

識が設けられており、当該箇所における照度が200lx以上である場合には、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における蓄光式誘導標識の表示面が $100\text{mmcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となるものとみなしてさしつかえないこと。

(イ) 最近開発・普及が進んでいる新たな光源は、従来の蛍光灯と特性が大きく異なる場合がある

(例えば、現在流通しているLED照明器具は、可視光領域での照度が同レベルであっても紫外線強度は蛍光灯より小さいものが一般的である等)ことから、特に留意する必要があること。

ウ 無人の防火対象物またはその部分についてまで、照明器具の点灯を求める趣旨のものではないこと。

エ なお、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度を確保することができない場合にあっては、誘導灯により誘導表示を行うことが必要であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、令別表1(6)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項口ならびに(6)項口およびハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の(ア)から(オ)までに定めるところにより、同表(6)項口およびハに掲げる防火対

象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(6)項口およびハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階および11階以上の階の部分を除きます。)

(ア) 居室を、準耐火構造の壁および床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁および床)で区画したものであること。

(イ) 壁および天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除きます。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。

(ウ) 区画する壁および床の開口部の面積の合計が $8\text{ m}^2$ 以下であり、かつ、1の開口部の面積が $4\text{ m}^2$ 以下であること。

(エ) (ウ)の開口部には、防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除きます。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのものもしくは次に定める構造のものまたは鉄製網入りガラス入り戸(2以

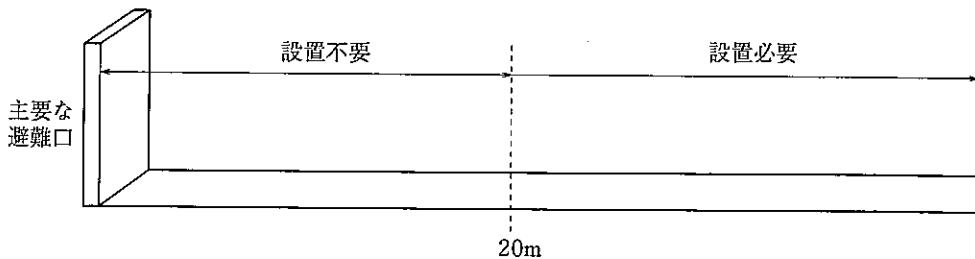
上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が $4\text{ m}^2$ 以内のものに設けるものにかぎります。)を設けたものであること。

- ① 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
- ② 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、

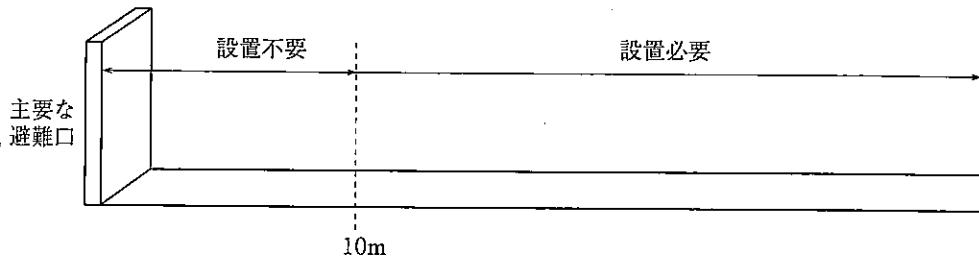
自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さおよび下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上および15cm以下であること。

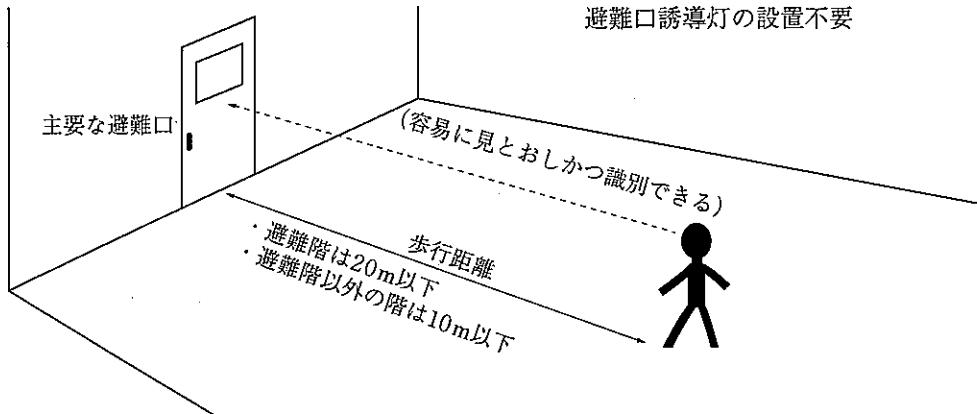
- (オ) 令別表1(6)項口およびハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

① 避難階



② 避難階以外の階





## (2) 通路誘導灯

通路誘導灯については、次に掲げる部分とされています。

ア 令別表1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口またはこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、その避難口に至る歩行距離が避難階にあっては40m以下、避難階以外の階にあっては30m以下であるものとされています。

イ アに掲げるもののほか、令別表1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の(ア)および(イ)に該当するもの  
(ア) 規則28条の3第3項1号イに掲げる避難口を有すること。  
(イ) 室内の各部分から規則28条の

3第3項1号イに掲げる避難口またはこれに設ける避難口誘導灯もしくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

(注) 上記イについては前記(1)ウの(注)1アを、上記イ(ア)については前記(1)ウの(注)1イからエまでを参照のこと。

ウ アおよびイに掲げるもののほか、令別表1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項口ならびに(6)項口およびハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の(ア)から(オ)までに定めるところにより、同表(6)項口およびハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(6)

項口およびハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分（地階、無窓階および11階以上の階の部分を除きます。）

(ア) 居室を、準耐火構造の壁および床（3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁および床）で区画したものであること。

(イ) 壁および天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除きます。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。

(ウ) 区画する壁および床の開口部の面積の合計が $8\text{ m}^2$ 以下であり、かつ、1の開口部の面積が $4\text{ m}^2$ 以下であること。

(エ) (ウ)の開口部には、防火戸（3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除きます。）で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのものもしくは次に定める構造のものまたは鉄製網入りガラス入り戸（2以

上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が $4\text{ m}^2$ 以内のものに設けるものにかぎります。）を設けたものであること。

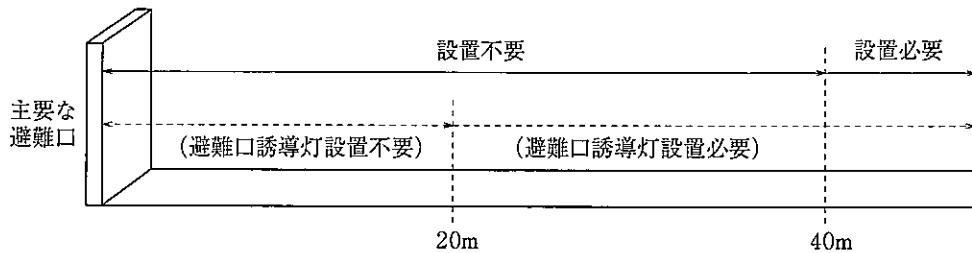
① 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

② 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さおよび下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上および15cm以下であること。

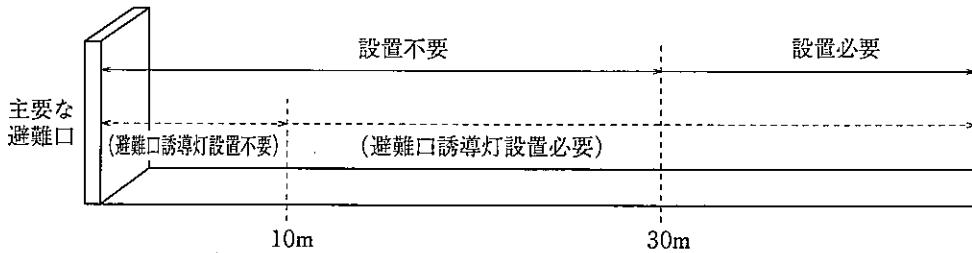
(オ) 令別表1(6)項口およびハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

## 消防用設備等に関する技術基準

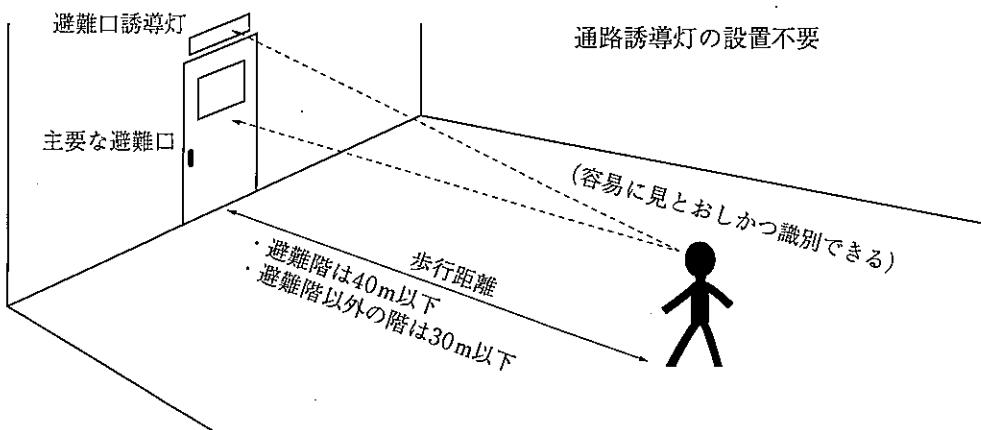
### ① 避難階



### ② 避難階以外の階



消防手引七五



六四〇

エ 令別表1(1)項から(16の3)項までに掲げる防火対象物の階段または傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているものとされています。

ただし、平成24年12月1日から、大規模・高層の建築物など「消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物」(注1)の乗降場(地階にあるものにかぎります。)に通ずる階段および傾斜路ならびに直通階段に設ける階段通路誘導灯を非常用の照明装置で代替する場合は、その予備電源を60分間作動できる容量以上のものとすることとされています。ただし、消防庁長官が定めるところにより「蓄光式誘導標識が設けられている(注2)防火対象物またはその部分」に設けられている非常用の照明装置にあっては、その予備電源は30分間作動できる容量以上のものであれば足ります。

(注1) 「消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

- ① 延べ面積5万m<sup>2</sup>以上
- ② 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積3万m<sup>2</sup>以上

イ 令別表第1(16の2)項(地下街)に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上であること。

ウ 令別表第1(10)項(駅・空港)または(16)項(複合用途)に掲げる防火対象物(同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表第1(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものにかぎります。)で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)または消防署長が避難上必要があると認めて指定したものであること。

(注2) 「消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」は、次のアまたはイによります。

ア 蓄光式誘導標識を設ける場合

- ① 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- ② 床面またはその直近の箇所に設けること。
- ③ 廊下および通路の各部分から1の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所および曲がり角に設けること。
- ④ 性能を保持するために必要な照度が採光または照明により確保されている箇所に設けること

と。

- ⑤ 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしいまたは蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。  
イ 光を発する帶状の標示を設けることその他の方法によりアと同等以上の避難安全性が確保されている場合

(3) 階段または傾斜路以外の部分に設ける誘導灯の設置の省略

- ア 階段または傾斜路以外の部分については、主要な避難口の視認性および主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯の免除要件が規定されていますが、設置免除の単位は「階」であり、その要件への適合性も階ごとに判断することとされています。

また、地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除きます。）および無窓階は、その免除要件の対象外となっています。

- イ 「主要な避難口」とは、具体的には次に掲げる避難口とされています。

- ① 避難階：屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、その附室の出入口）  
② 避難階以外の階：直通階段の出入口（附室が設けられている

場合にあっては、その附室の出入口）

ウ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であることとされています。また、規則28条の2第1項の規定に適合しない階（=避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があることとされています。

(4) 階段または傾斜路における設置省略

階段通路誘導灯の設置を要しない部分として、非常用の照明装置が設けられている階段または傾斜路が規定されています。

従来、階段通路誘導灯については、建築基準法令にもとづく非常用の照明装置が設けられている場合には、設置を要しないとして運用されていましたが、技術基準上において、明確化が図られたものです。

- ア 階段または傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（その階の表示等）ができる場合には、通路

誘導灯の設置を要しないこととされていること。

イ 「非常用の照明装置」とは、建築基準法施行令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、その建築基準法令の技術基準に適合していることが必要であること。

誘導標識を設置することを要しない防火対象物またはその部分

(1) 誘導標識については、次に定める部分とされています。

ア 令別表1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるもの

イ アに掲げるもののほか、令別表1(1)項に掲げる防火対象物の避難階（床面積が500m<sup>2</sup>以下で、かつ、客席の床面積が150m<sup>2</sup>以下のものにかぎります。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

(ア) 客席避難口を2以上有すること。

(イ) 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行

距離が30m以下であること。

(ウ) すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるよう照明装置が設けられていること。

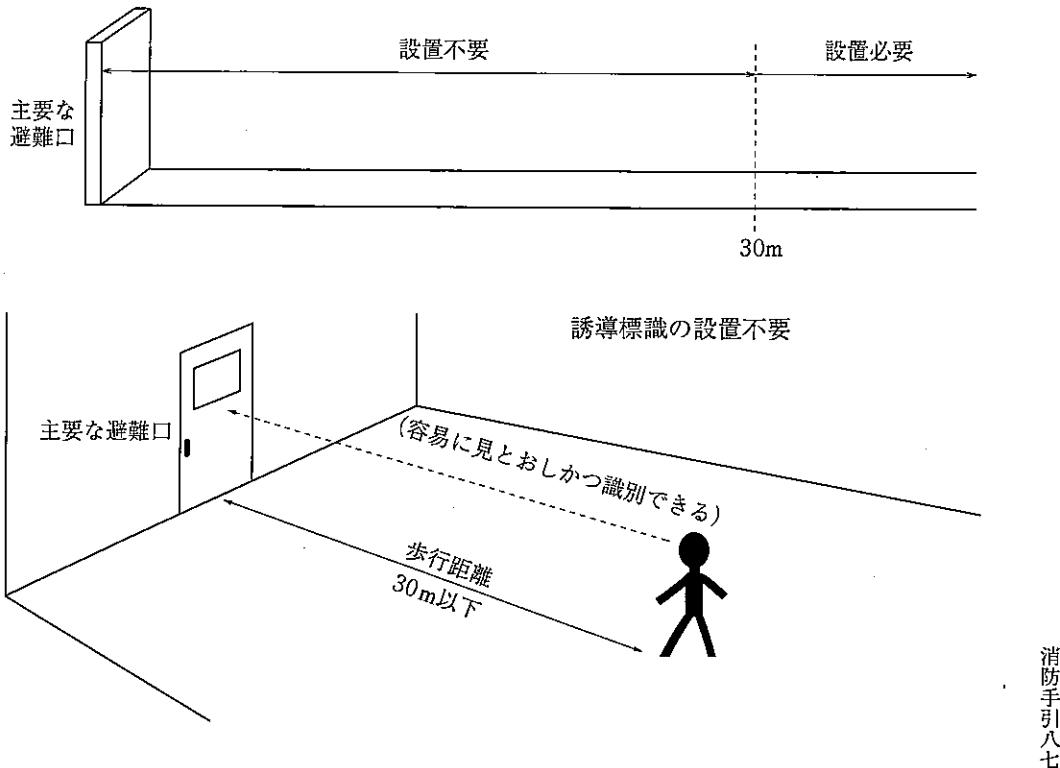
ウ アおよびイに掲げるもののほか、令別表1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の(ア)および(イ)に該当するもの

(ア) 規則28条の3第3項1号イに掲げる避難口を有すること。

(イ) 室内の各部分から規則28条の3第3項1号イに掲げる避難口またはこれに設ける避難口誘導灯もしくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

(注) 上記ウについては前記「誘導灯を設置することを要しない防火対象物またはその部分」の(1)ウの(注)1アを、上記ウ(ア)については前記「誘導灯を設置することを要しない防火対象物またはその部分」の(1)ウの(注)1イからエまでを参照のこと。

## 消防用設備等に関する技術基準



消防手引八七

(2) 防火対象物の用途に応じて設定されていた免除規定については、用途に関わらず認めることとされるとともに、誘導標識の設置免除の単位が「階」であることが明確にされています。また、誘導灯を設置すべき防火対象物またはその部分に避難口誘導灯または通路誘導灯を技術上の基準に従い、またはその技術上の基準の例により設置したときは、これら の誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができます。

### ＜参考となる法令など＞

令26条1項・3項、別表1

規28条の2

誘導灯及び誘導標識の基準（平11・

3・17消告2）

平11・9・21消防予245

平22・4・9 消防予177

平23・6・17消防予231・消防危122

六四〇ノ四